平成２５年（フ）第２４０３号
茨城県つくば市松代１丁目29―30
破産者　今村　友子
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０８４号
神奈川県横浜市泉区緑園２丁目10番地１
破産者　株式会社オゼック
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２２７号
東京都東大和市清原２丁目1281―６―201
破産者　西川　光春
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９１６号
東京都世田谷区等々力３丁目23番10号ユーシャルム101号室、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区等々力４丁目３番10号石川ビル２階
破産者　有限会社サーパス
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９１８号
東京都世田谷区等々力３丁目23―10―101
破産者　笹本　君子
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９９２号
埼玉県入間市大字下藤沢671番地
破産者　有限会社秀華
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０５２号
東京都江戸川区一之江４丁目１―７、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区春江町４丁目７番地
破産者　有限会社トップビレッジ
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０５３号
東京都江戸川区一之江４丁目１―23―403
破産者　村上　英清
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０７１号
神奈川県川崎市高津区下野毛１丁目６番12号
破産者　株式会社和田精密
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０７２号
神奈川県川崎市高津区下野毛１丁目８―15―303
破産者　和田　信治
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０９１号
東京都港区麻布十番３丁目７番４号
破産者　有限会社西洋堂青山
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０９２号
東京都港区白金３丁目12―12―302
破産者　木下　知子（旧姓大渕）
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０９３号
東京都台東区蔵前３丁目18番７号
破産者　一城有限会社
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０９４号
東京都足立区扇３丁目５―10―103
破産者　小川　　眞（旧姓峯村）
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０９５号
東京都足立区西新井５丁目３番９号
破産者　有限会社安部組
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０９６号
東京都足立区舎人１丁目10―12―403
破産者　安部　健児
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１０６号
東京都西東京市南町４丁目９―25―102
破産者　中谷　　九
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１０７号
東京都西東京市南町４丁目９―25―102
破産者　田上　夏子
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１１０号
神奈川県川崎市高津区子母口274
破産者　有限会社高一工務店
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１１１号
神奈川県川崎市高津区子母口483―２　リバーハイツⅡ202、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区子母口483―２　リバーハイツⅡ303
破産者　高橋　和男
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１３１号
東京都町田市成瀬台３丁目10番地24
破産者　株式会社シングス
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部